

令和2年度 事業計画

1. 医道の高揚に関する事項

医道倫理

医道倫理の高揚に努め、医療を通して社会に奉仕する姿勢を堅持する。

2. 医学・医術の研さん、公衆衛生の普及向上及び地域医療に関する事項

(1) 医学・医術の研さん（学術）

昭和62年度より日本医師会が実施している生涯教育制度の主旨にそって、臨床研修会、学術講演会などを企画・実施し、会員の知識・技能の修練に努める。計画に当たっては会員のニーズや医療情勢を十分勘案し、学術委員会にて立案していく。

(2) 公衆衛生の普及向上及び地域医療

地域住民の健康保持増進のため、かかりつけ医としての会員医療機関と地域医療支援病院としての医師会病院が連携して次の事業を行う。医師会は地域への献身的貢献という理念のもとに、住民の心身の健康のみでなく知識啓発にも努めるとともに、各種事業を推進していく。

1) 健診活動

①特定健診・特定保健指導、各種癌検診及び企業健診

特定健診・特定保健指導の実施に対して、取手市、守谷市、利根町と協力し、円滑に特定健診・特定保健指導を実施する。健診受診向上のため、集団的個別健診の導入等2市1町とさらなる協議を重ねていく。胃癌、肺癌、乳癌、子宮癌検診並びに企業健診を行い、地域住民の健康増進、公衆衛生に積極的に取り組んでいく。

②自治体職員健診

茨城県市町村共済組合の委託を受け、取手市、守谷市、利根町の職員健診を実施する。

③学校健診

管内小中学校生徒の一般健診、心臓・腎臓検診並びに小児生活習慣病予防健診などを行い、児童生徒の健康管理を図る。茨城県立高校健診を実施する。

④乳幼児健診

取手市、守谷市、利根町と協力し、所定の月齢年齢における健診を実施し、乳幼児の発育発達の見守り及び疾病の予防早期発見を図る。

⑤人間ドック

企業職員及び一般市民の受診者の増加を図る。

2) 健康教育（健康教室）

生活習慣病予防対策講演会を中心に、地域住民の知識啓発と健康増進を図る。外部講師のみでなく、医師会員による講演を中心とした市民公開講座の開催や自治体の健康教室

への会員派遣などを通じて住民と医師会との距離を狭め、住民のための医師会という姿勢を保つ。

3) 予防接種

取手市医師会が管轄する取手市、守谷市、利根町において、行政当局と協力しながら、より良い予防接種事業の構築を図るとともに、その円滑な運営を行う。

4) 休日・夜間救急体制・二次救急輪番制の実施

会員の協力を得て、取手北相馬休日夜間緊急診療所における休日夜間の救急医療を実施する。常総地域の二次救急輪番制を実施する。

5) 取手北相馬保健医療センター医師会病院の運営

会員医療機関とともに地域医療を担うべく機能充実を図る。会員医療機関との円滑な患者紹介・逆紹介を推進し、地域中核病院としての役割を果たす。高額医療器械の共同利用を促進し、会員の診療を支援する。医師会病院は医療の質を確保するために、医療機器を計画的に更新整備する。

(3) 医療と福祉との連携

会員医療機関と協力し、在宅・介護・福祉において住民に質の高い生活を維持するために次の事業を行う。

① 介護保険・在宅医療

市町村、訪問看護事業者、介護施設、介護サービス事業者と緊密に連携し、在宅医療ネットワークの更なる充実を図る。医療・保健・福祉関係者の情報交換の場として取手・守谷・利根地域在宅ケア事例検討会及び在宅学習会を開催する。

② 障害者福祉

障害者自立支援法に基づき、自治体及び関係各種団体と連携し、障害者福祉の向上に必要な助言をする。

③ 訪問看護ステーション事業の推進

訪問看護ステーション事業の充実を図る。会員及び自治体との連携を密にし、在宅の要介護老人に質の高い医療とケアを提供する。利根町国保診療所内のサテライトとともに、取手市、守谷市、利根町の訪問看護需要に応える。

④ 居宅介護支援事業の実施

介護保険サービスの受給者に対するケアプラン作成等の居宅介護支援事業を行う。

⑤ 老人保健施設及び特別養護老人ホームとの業務契約

業務契約をしている老人保健施設との連携協力体制を強化する。また同様に業務契約している特別養護老人ホームの入所者の健康管理及び医療を担当し、地域福祉の充実強化を図る。

(4) 社会保険に関する事業

主に診療報酬体系を中心とした、社会保険領域の重要事項を会員に伝達報告していくなど、会員の利便性を第一とした対応に努める。

(5) 学校保健に関する事業

学校医として、学校保健安全計画の立案に参与し、健康診断・健康相談・保健指導に従事、学校保健委員会及び北相馬地区学校保健会に参加する。学校保健の質向上のために調査・研究を行う。

(6) 産業衛生に関する事業

地域の事業所産業医として労働者の健康管理等をはじめ、産業衛生活動に積極的に参加する。茨城県南地域産業保健センター業務を支援する。

(7) 災害時医療に関する事業

多発する自然災害や事故災害、国民保護法で想定されるテロ災害、新型インフルエンザ対策等に対応するために、会員施設及び医師会病院を含む医療体制を自治体と連携を取りながら構築する。

3. 会員相互扶助、その他目的達成に関する事項

(1) 会員の福祉と親睦

会員の親睦と相互扶助及び福祉向上に努める。

(2) 男女共同参画事業

取手市医師会管内における女性医師の勤務状況を分析し、女性医師の働きやすい環境整備、就業支援を行う。

(3) 医療安全対策

医療の安全を管理し、医療事故防止に努め、住民が安心して医療を受けられるよう、医療の質の向上並びに環境の検討・整備を行う。さらに、医療安全委員会を運営し、その立案にあたる。年に1回医療安全推進責任者研修会を開催する。

(4) 医師会報の発行

取手市医師会報を発刊し、医師会活動の報告及び会員の情報交換を行う。

(5) 会員及び家族の健康管理

取手市医師会病院にて健康診断を行い、会員及び家族の健康管理に寄与する。

(6) 医療情報化・医師会のIT化推進

IT化の推進により会議・会務等遂行の合理化と効率化、会員間の医療情報伝達の円滑化を図る。

(7) 会員交流委員会の開催

会員交流委員会において医療情勢及び医師会事業に関連するテーマを企画立案し、会員交流会を開催して会員同士の親睦交流を深めていく。

(8) 経理体制の整備

顧問税理士と連携し、医師会および医師会病院事業経理の透明化、健全化を図る。

(9) 総務体制の整備

①定款施行規則に相当する諸規定の作成、経理体制の整備等、公益法人化に関連する対応を継続する。

②公益法人化に適合した理事会運営を発展させる。

③総会及び会員交流会、会員・理事会懇和会等より会員の意見を多数収集し、医師会活動に反映させる。

④顧問税理士等の専門家の指導を得て、適正な医師会運営を行う。

⑤医師会事業を発展させるべく、各種事業に関しあらたな検討を行う。

(10) 保育事業

取手北相馬保健医療センター医師会病院に併設する建物内で、乳幼児を対象とした保育事業（病児・病後児保育を含む）を行う。保護者の就労を促進することで、地域福祉に貢献することを目的とする。

(11) 不動産賃貸事業

取手北相馬保健医療センター医師会病院に併設する建物内で、不動産賃貸事業を行う。病院利用者、来訪者及び周辺施設の就労者また近隣住民の日常生活における便宜を図ることを目的とする。

(12) 物品販売事業

取手北相馬保健医療センター医師会病院及び敷地内で、物品販売事業を行う。

病院利用者、来訪者及び周辺施設の就労者の物品購入について便宜を図ることを目的とする。